

# 第20回
# 定時株主総会招集ご通知

**開催日時**

2024年12月25日（水曜日）午前10時00分

**開催場所**

東京都港区西新橋1丁目7番14号
京阪神 虎ノ門ビル　12階
当社会議室

ビジネスコーチ株式会社

証券コード：9562

証券コード9562
2024年12月10日
（電子提供措置の開始日2024年12月３日）

株 主 各 位

東京都港区西新橋１丁目７番14号
京阪神虎ノ門ビル12階
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役社長　細　川　　馨

# 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに「第20回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://www.businesscoach.co.jp/ir/meeting.html

　電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬　具

記

1．開 催 日 時　　2024年12月25日（水曜日）午前10時00分（開場午前９時45分）

2．開 催 場 所　　東京都港区西新橋１丁目7番14号
京阪神虎ノ門ビル 12階　当社会議室

3．株主総会の目的である事項

報 告 事 項　　1．第20期（2023年10月1日から2024年９月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第20期（2023年10月1日から2024年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役1名選任の件

第４号議案　会計監査人選任の件

4．議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月24日（火）午後６時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.net-vote.com/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2024年12月24日（火）午後６時までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) その他招集にあたっての決定事項

① 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

② 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1．議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕　https://www.net-vote.com/

議決権の行使期限は、2024年12月24日（火曜日）午後６時00分までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2．インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用ＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「ログインＩＤ」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。(ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3．ログインＩＤ及びパスワードのお取扱いについて

（1）議決権行使書用紙に記載されているログインＩＤ及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。

（2）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

（3）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4．ご留意事項

（1）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

（2）株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

（3）議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】
株式会社アイ・アール ジャパン　証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕０１２０－９７５－９６０
〔受付時間〕午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

以　上

## 第１号議案　剰余金処分の件

当社は、業績動向や財務状況を踏まえ、今後の持続的な成長に向けた事業投資や財務体質の維持・強化のための支出及び配当とのバランスを総合的に勘案して安定的に実施してまいりたいと考えており、期末配当については次のとおりといたしたいと存じます。

なお、配当性向は102.00%であります。

（1）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株当たり金：50円00銭
　　総額：55,242,950円
（2）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年12月26日

## 第２号議案　定款一部変更の件

１.提案の理由

（１）事業目的の変更

当社は、人的資本経営のプロデューサーとして、当社クライアント企業のあらゆる人的資本領域に関する課題解決をワンストップで行い、企業価値向上に貢献することを目指しております。昨今の人手不足による企業の採用難易度が高まっている外部環境を踏まえ、クライアント企業における人材採用の課題に対応していくため、当該人材の派遣・紹介に関する事業（労働者派遣事業及び有料職業紹介事業）を当社の事業目的に加えるものです。 これにより、経営戦略と定款の事業目的との一致を図るとともに、株主の皆様及びステークホルダーに対して当社の事業領域を明示いたします。また、2024年11月８日開示した「会社分割（簡易新設分割）による持株会社体制への移行に伴う子会社設立に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は2025年１月6日をもって、事業持株会社に移行する予定であります。これに伴い、目的を変更するため、現行定款の第２条について所要の変更を行うものであります。

（２）役員任期の変更

当社は、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮するため、現行定款第20条（取締役の任期）の変更並びに附則の追加を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次の通りです。

（下線部分は変更箇所）

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 第１条　（条文省略） | 第１条　（現行どおり） |
| 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理及びこれに付帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。 |
| １.～８．　条文省略 | １.～８．（現行どおり） |
| （新設） | ９.労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 |
| 9.前各号に関連する事業 | 10.前各号に関する事業 |
| 第3条～第19条（条文省略） | 第3条～第19条　（現行どおり） |
| 第20条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>(2)　（条文省略） | 第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>(2)　（現行どおり） |
| 第21条～第43条　（条文省略） | 第21条～第43条　（現行どおり） |
| （新設） | 附則　第20条の規定にかかわらず、2023年12月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025年開催の定時株主総会の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。 |

## 第３号議案　取締役１名選任の件

当社グループの経営管理機能の強化のため、取締役１名の選任をお諮りするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

### 吉田（よしだ）　信輔（しんすけ）（1981年９月20日生）　新任



**所有する当社の株式数**
0株

**略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況**

2005年 8月　株式会社光通信　入社
2007年 7月　クイックウィンズ株式会社　入社
2009年 8月　株式会社シーアンドシーメディア　入社
2010年 4月　株式会社アイ・ティ・エー　入社
2017年 3月　株式会社enish 入社
2018年11月　株式会社ベクトル　入社
2024年 7 月　当社　入社
2024年10月　当社　経営管理本部長（現任）

**取締役候補者とした理由**

吉田信輔氏は、2024年7月に当社入社後、管理部門の組織改革をはじめ、当社の管理機能の強化に大きく貢献した実績があること、また、株式会社ベクトルにおいてコーポレート部門の副本部長として、リーダーシップを発揮しながら幅広い領域を管轄し、数十社の子会社管理を含む全社の経営管理を担当してきました。また、成長基盤の加速を目的としたM&Aや、投資家との対話を重視するスタイルで企業価値向上を目指したIR領域においても、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しています。

これらの経験と能力により、当社の経営管理及びIRを中心としたコーポレート部門全般に大きな貢献を果たしてくれることが期待されます。さらに、今後も当社の成長に不可欠な領域に精通していることから、事業成長と企業価値向上を推進する体制を強化し、目標達成に向けた取り組みを一層加速させることが見込まれます。

（注）1.　候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.　当社は取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしています。なお、候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
なお、保険料は全額当社で負担しております。

## 第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人はＥＹ新日本有限責任監査法人でありますが、本総会終結の時をもって任期満了により退任することから、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

会計監査人候補者は、次のとおりでございます。監査役会が太陽有限責任監査法人を候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、規模、品質管理体制及び監査報酬等について総合的に検討し、また他の監査法人と比較検討しました結果、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 太陽有限責任監査法人 |
| 事　務　所 | 主たる事務所　東京都港区元赤坂一丁目２番７号　赤坂Kタワー20階<br>その他の事務所　大阪事務所他11事業所 |
| 沿　　革 | 1971年９月　太陽監査法人設立<br>1994年10月　グラトソントン インターナショナル加盟<br>2006年１月　太陽監査法人とＡＳＧ監査法人が合併し、名称を太陽ＡＳＧ監査法人へ変更<br>2008年７月　有限責任組織形態に移行し、太陽ＡＳＧ有限責任監査法人となる<br>2012年７月　永昌監査法人と合併<br>2013年10月　霞が関監査法人と合併<br>2014年10月　太陽有限責任監査法人に社名変更<br>2018年７月　優成監査法人と合併 |
| 概　　要 | 【資本金】　533百万円<br>代表社員・社員　95名<br>特定社員　5名<br>公認会計士　370名<br>公認会計士試験合格者等　226名<br>その他専門職　230名<br>事務職員　105名<br>顧問　1名<br>契約職員　256名<br>合計　1,288名<br>【関与会社数】　1,114社 |

（2024年９月30日現在）

会計監査人候補者に関する事項

太陽有限責任監査法人は2024年１月１日から３月31日の間、金融庁より契約の新規の締結に関する業務の停止命令を受けておりますが、同監査法人は、2024年１月31日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し、及び監査現場の改革等の施策を実施しております。

今回の処分は、当初の通常監査ではなく、主として訂正監査に起因し、最終の表示段階で発生した個別性の高い事案であるため、通常の監査における品質等の影響はないものと考えております。また、業務改善については金融庁より一定の改善が図られていると認められ、同監査法人の金融庁に対する業務改善報告は終了しており、今後も定期的な状況の報告を受けることをもって、同監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みを評価するとともに、当社における監査業務は適正かつ厳格に遂行されると判断しております。

（注）

太陽有限責任監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。

以　上

# 1 企業集団の現況に関する事項

## 1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、社会経済環境の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調となりました。一方、金融資本市場の変動の影響やエネルギー価格の高まりを背景とした物価上昇等による生活不安に加え、地政学的リスクの高まり等により、引き続き、先行きは不透明な状況で推移しております。

当連結会計年度における人材開発市場は、上場企業を対象に始まった人的資本の情報開示を契機に人的資本投資を企業価値向上に繋げるため、自社の課題把握や人と組織活性化に関する戦略的な投資が積極的に検討され、引き続き市場全体に活発な動きが見られます。また、人材開発に関するテーマ別の状況では、組織開発やエンゲージメント向上、サクセッションプラン、キャリア自律、リスキリング等に関連した自律型の人材育成・組織開発関連の需要が拡大しつつあります。

このような状況の中、当社グループは、人的資本投資の開示や実践に向けて、プライム上場企業を中心に経営戦略と人材戦略を連動させる試みが活発化してきた状況を捉え、人的資本投資の成果を確実にするために個々人の課題に対して個別に支援を行うサービス需要の増加に応えてまいりました。また、当事業年度よりKDテクノロジーズ株式会社をグループに迎え入れ、クライアント企業における無形資産投資の中核である人的資本投資、DX化投資の両側面に加え、間接材のコスト削減コンサルティングによる付加価値向上を支援し、取引先のサステナビリティを高めるサービス展開を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,601,091千円、営業利益は79,888千円、経常利益は79,043千円、親会社株主に帰属する当期純利益は54,158千円となりました。なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

当社グループの報告セグメントは、従来「人材開発事業」のみの単一セグメントでありましたが、当連結会計年度より、KDテクノロジーズ株式会社の50.2%の株式を取得し、新たに連結の範囲に含めたことに伴い、単一セグメントから、人材開発事業及びSXi（サステナビリティ・トランスフォーメーション）事業の２区分に変更しました。セグメント別の業績は次の通りであります。

① 人材開発事業

人材開発事業では、アカウントマネジメントを強化するために、コーポレートコーチ職の採用と育成を進め、大型契約に繋げる取り組みと、エグゼクティブコーチ本部新設によるエグゼクティブコーチングサービスの高度化を進めてまいりました。特に、１対１型サービスについては、企業の「個」を重視した育成施策拡大による追い風を受け、新規大型案件の獲得に成功し、当連結会計年度の売上高は424,843千円(前年同期比7.3%増)となりました。なお、日本を代表するプライム上場企業より複数年にわたる大型契約を受注するなど１対１型サービス利用増加の流れは、来期以降も継続する見込みであります。１対ｎ型サービスについては、顧客の固有の人材及び組織課題に解決するためのカスタマイズプログラムの需要が高まったことに加え、昨年度から取り組みを進めていた動画関連の新サービス販売等も進捗し、当連結会計年度の売上高は700,365千円(前年同期比9.5%増)となりました。その他サービスについては、顧客の人材及び組織課題の把握ニーズが高まり、組織アセスメントツールの売上が増加したことにより、当連結会計年度の売上高は165,250千円(前年同期比37.1%増)となりました。この結果、当連結会計年度の人材開発事業における売上高は1,290,460千円(前年同期比11.6%増)、セグメント利益は214,568千円となりました。

| サービス型 | 2023年９月期 | | 2024年９月期 | | 増加額(百万円) | 増加率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 売上金額(百万円) | 構成比(%) | 売上金額(百万円) | 構成比(%) | | |
| １対ｎ型 | 639 | 55.3 | 700 | 54.3 | 60 | 9.5% |
| １対１型 | 396 | 34.3 | 424 | 32.9 | 28 | 7.3% |
| その他 | 120 | 10.4 | 165 | 12.8 | 44 | 37.1% |
| 合計 | 1,155 | 100.0 | 1,290 | 100.0 | 134 | 11.6% |

当社の法人取引における顧客数は、既存のクライアント企業へのアカウントマネジメント推進による大型化に注力したことにより、前年同期比約４％減の317社となり通期目標の380社には届きませんでした。しかしながら、一社当たり平均売上高は、コーポレートコーチによる顧客課題に対する深掘りした提案活動が奏功し、大型案件の獲得に繋がり、前年同期比約16％増の3.9百万円となり、通期目標である3.8百万円を達成いたしました。

サービス提供を支える契約パートナーコーチ数は、積極的な採用活動を行った結果、前年同期比約11％増の189名となりました。

② SXi（サステナビリティ・トランスフォーメーション）事業

SXi事業においては、購買活動の行動変容を通じてコストダウンに寄与するコスト削減コンサルティングサービスと、顧客のDX化推進を後押しするコンサルティング業務や開発業務を中心としたITサービスを展開しております。当連結会計年度において、コスト削減コンサルティング事業において、インフレが加速した影響により、大型固定報酬型プロジェクトへ人員シフトを行ったため、成功報酬型案件のクロージングが長期化したことにより期初計画を下回りましたが、ITサービス事業においても、引き続きクライアント企業のDX推進ニーズが高く、計画通りに進捗しました。この結果、当連結会計年度のSXi事業における売上高は344,264千円、顧客関連資産及びのれんの償却費、並びに、子会社株式取得費用等を合計で65,774千円負担した結果、セグメント利益は△43,212千円となりました。

## 1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、23,210千円です。内訳は、クラウドコーチングシステムに関するソフトウェアの追加開発18,120千円及び販売用動画制作5,090千円であります。

## 1-3. 財産及び損益の状況

（1）企業集団の財産及び損益の状況

| 区　分 | 2021年９月期<br>第17期 | 2022年９月期<br>第18期 | 2023年９月期<br>第19期 | 2024年９月期<br>第20期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | ― | ― | ― | 1,601,091 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（千円） | ― | ― | ― | 54,158 |
| １株当たり当期純利益（円） | ― | ― | ― | 49.02 |
| 総資産（千円） | ― | ― | ― | 1,375,666 |
| 純資産（千円） | ― | ― | ― | 835,543 |
| １株当たり純資産（円） | ― | ― | ― | 622.24 |

（注）第20期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

（2）当社の財産及び損益の状況

| 区　分 | 2021年９月期<br>第17期 | 2022年９月期<br>第18期 | 2023年９月期<br>第19期 | 2024年９月期<br>第20期<br>(当事業年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 1,001,290 | 1,148,158 | 1,155,988 | 1,290,460 |
| 当期純利益（千円） | 156,416 | 172,264 | 53,394 | 94,091 |
| １株当たり当期純利益（円） | 161.59 | 177.96 | 48.66 | 85.16 |
| 総資産（千円） | 730,274 | 750,064 | 932,040 | 992,224 |
| 純資産（千円） | 300,176 | 424,041 | 688,574 | 727,423 |
| １株当たり純資産（円） | 310.10 | 438.06 | 623.22 | 658.39 |

（注）2022年９月期以降の数値については「収益認識に関する会計基準」を適用した後の数値であります。

## 1-4. 対処すべき課題

当社グループは、人的資本経営のプロデューサーとしてクライアント企業の企業価値向上支援を行うことをミッションに、ビジネスコーチ株式会社によるビジネスコーチングを軸とした人事・組織サービス業務と、ＫＤテクノロジーズ株式会社によるコスト削減コンサルティング業務及びITサービス業務を行っております。今後、当社グループが更なる成長を実現するために、対

処すべき課題は以下のとおりであります。

（1）コーポレートコーチ職の確保と育成の強化

当社グループが持続的な成長を実現するためには、クライアント企業の課題解決に向けて、クライアント企業と信頼関係を構築するとともに、最適なソリューションの提案、良質なサービス提供、丁寧なフォローアップのサイクルを築くことができるコーポレートコーチ職の確保が重要となります。そのために、コーポレートコーチ職の採用を積極的に進めると同時に、社内教育による専門知識レベルの向上、パートナーコーチとの連携の緊密化、サービス提供を支えるオペレーション担当者の効率化等を図り、より多くの顧客にライフタイムバリュー（顧客生涯価値）を最大化する体系的サービスを提供してまいります。

（2）サービス提供力の増強と生産管理の強化

コーチ等の増員によるサービス提供力の増強は、質と量の両面において当社の課題であります。当事業年度においてもサービス提供力の増強を実施し189名のパートナーコーチと契約をしております。今後もコンスタントにパートナーコーチを増員してサービス提供力を量と質の両面から増強を図ってまいります。

（3）経営管理体制の強化

当社グループは、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、既存事業の成長と、新規事業に取り組み、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に合わせた経営管理体制の充実・強化が課題であると認識しております。また、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠と考えております。そのため、人材の採用・育成により、業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令順守を徹底してまいります。

（4）M&Aの推進及びグループ企業間のシナジーの最大化

当社グループでは、クライアント企業の幅広い人事・組織領域の課題解決支援を行うために、事業領域の拡大を目指し、M&Aを積極的に推進し、グループ経営を加速させていく方針であります。また、グループ企業間の営業連携の実行を実現するため、管理部門を一部共通化するなど、経営管理をグループ全体に展開し、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

## 1-5. 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主な事業内容 |
|---|---|---|---|
| KDテクノロジーズ株式会社 | 20百万円 | 50.2% | クライアント企業の購買活動変容を通じたコストダウンに寄与するコスト削減コンサルティングサービス及び、顧客のDX化推進を後押しするコンサルティング業務や開発業務を中心としたITサービス |

(注)2023年10月２日に、株式会社購買Design（2024年４月１日付でKDテクノロジーズ株式会社に商号変更）の50.2%の株式を取得し、子会社となりました。

## 1-6. 主要な事業内容

(1) ビジネスコーチング・サービス
(2) ＨＲテックサービス
(3) 人事関連コンサルティング及びアドバイザリーサービス
(4) セミナー事業
(5) ビジネスコーチ、人事コンサルタント等のスクール運営並びに資格発行
(6) その他上記に関連する事項

## 1-7. 主要な事業所並びに使用人の状況

(1) 主要な事業所
本社及びコーチングスペース：東京都港区西新橋１丁目７番14号 京阪神虎ノ門ビル12階

(2) 使用人の状況

| 区　分 | 従業員数(名) | 前連結会計年度末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|---|---|---|---|---|
| 合計又は平均 | 51 | - | 40.0 | 4.0 |

## 1-8. 主要な借入先及び借入額

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 15,839千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 11,686千円 |
| 興産信用金庫 | 3,000千円 |

## 1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業拡大とそれに即応できる財務体質の強化を前提に、株主への利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、当社は中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、年１回の期末配当を基本的な方針としております。

なお、配当につきましては、健全な財務体質の維持や積極的な事業展開のための内部留保の充実等を勘案しつつ、連結配当性向30％を目安に還元することを基本方針としておりますが、1株当たり配当額が50円に満たない場合は、50円を下限とするものとして、１株あたり配当額を50円としております。

## 1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年10月２日に、株式会社購買Design（2024年４月１日付でKDテクノロジーズ株式会社に商号変更）の50.2%の株式を取得いたしました。当該株式取得に伴い、2024年９月期より、KDテクノロジーズ株式会社は当社の連結子会社となりました。同社は、2014 年４月の設立以来、IT とシステムを活用し、クライアント企業の購買活動のフォローアップ等を通じた稼ぐ力と ESG の両立に向けた支援、DX に関するコンサルティング及び設計・運用サポートを通じて、生産性向上と持続可能性の高い社会の実現に貢献しております。今回の株式の取得を通じて、KDテクノロジーズ株式会社をグループに迎え入れることで、クライアント企業における無形資産投資の中核である人的資本投資、DX 化投資の両側面に対して、戦略的にサービス展開することが可能になります。また、人と組織の行動変容により業務プロセスが改善し、DX化推進支援により業務プロセスの可視化が進み、課題発見の迅速化や仕組構築へと繋がります。そして、人と組織が仕組みを活用し更なる行動変容が促進されるといった相互連携の実現が見込まれます。これにより、従来以上にクライアント企業の企業価値向上の支援に貢献できると考え、今後のグループ全体としての持続的成長と企業価値向上に有効であると判断いたしました。

# 2 株式に関する事項

## 2-1. 上位10名の株主の状況

(1) 発行可能株式総数　3,600,000株
(2) 発行済株式の総数　1,104,900株
(3) 株主数　939名
(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 有限会社コーチ・エフ | 402,200株 | 36.40% |
| 橋場　剛 | 80,000株 | 7.24% |
| 細川　馨 | 30,000株 | 2.72% |
| 田中広道 | 30,000株 | 2.72% |
| 菅原泰男 | 20,000株 | 1.81% |
| 湊　伸悟 | 20,000株 | 1.81% |
| ＪＰモルガン証券株式会社 | 17,100株 | 1.55% |
| 苅野雅佳 | 16,500株 | 1.49% |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 15,700株 | 1.42% |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 14,900株 | 1.35% |

# 3 新株予約権等に関する事項

## 3-1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

| 名　称 | 第３回新株予約権 |
|---|---|
| 新株予約権の数 | 18,500個 |
| 保有人数：当社取締役（社外取締役を除く） | 3人 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式　18,500株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり金600円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年６月１日から2025年９月30日まで |
| 新株予約権の主な行使条件 | 本新株予約権の行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要す。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で定めたところによる。 |

## 3-2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

# 4 会社役員に関する事項

## 4-1. 取締役及び監査役の状況

| 氏　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 細川　馨 | 代表取締役社長<br>経営管理本部担当 | |
| 橋場　剛 | 取締役副社長<br>エグゼクティブコーチ本部担当 | |
| 山本佳孝 | 専務取締役<br>コーポレートコーチング本部・<br>マーケティング本部担当 | |
| 鈴木孝雄 | 常務取締役 | |
| 青木　裕 | 常務取締役　事業開発本部担当 | |
| 石田典嗣 | 取締役 | KDテクノロジーズ株式会社　代表取締役社長 |
| 軒名　彰 | 取締役 | 北洋証券株式会社代表取締役会長<br>日本郵便株式会社取締役<br>株式会社オハラ取締役<br>株式会社はせがわ取締役 |
| 山下美砂 | 取締役 | 人事コンサルタント（個人事業主）<br>株式会社JERA D&Iアドバイザー<br>PHCホールディングス株式会社取締役 |
| 森下政一 | 常勤監査役 | |
| 田中広道 | 監査役 | 田中税理事務所代表<br>株式会社アンス・フォー・ダイス代表取締役 |
| 中野純一 | 監査役 | |

（注１）取締役軒名彰氏及び取締役山下美砂氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
（注２）常勤監査役森下政一氏、監査役田中広道氏及び監査役中野純一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
（注３）当社は、取締役軒名彰氏、山下美砂氏、監査役森下政一氏、田中広道氏及び中野純一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（注４）常勤監査役森下政一氏は、前職において経営管理本部長、常勤監査役として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
（注５）監査役田中広道氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
（注６）監査役中野純一氏は、事業会社において長年の管理監督経験や法人運営経験があり、経営や組織統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
（注７）鈴木孝雄氏は、2024年９月30日に常務取締役を辞任しました。

## 4-2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年12月20日であり、決議の内容は、年間報酬総額の上限を取締役は500百万円、うち社外取締役分50百万円（決議時点での取締役の員数は６名、うち社外取締役の員数は１名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役は50百万円（決議時点の監査役の員数は３名）とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動として2023年12月25日開催の取締役会において個々の取締役の報酬等の額を決定しております。

個々の取締役の報酬等の額の決定をするにあたっては、代表取締役社長及び社外取締役の3名で、透明性を確保して客観的に協議した結果に基づく業務執行取締役の個人別報酬案と、代表取締役社長及び管理本部長で透明性を確保して客観的に協議した結果に基づく社外取締役の個人別報酬案を取締役会に諮り、原案通り決定しております。

当社の役員が第20期事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

なお、社外取締役より、取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬の組み合わせによる報酬体系を導入すべきと提案されており、今後、導入に向けて検討を行ってまいります。

## 4-3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人員 | 支 給 額 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>（うち、社外取締役） | 8名<br>（2名） | 122,520千円<br>（7,920千円） |
| 監　査　役<br>（うち、社外監査役） | 3名<br>（3名） | 13,900千円<br>（13,900千円） |
| 合　　計<br>（うち、社外役員） | 11名<br>（5名） | 136,420千円<br>（21,820千円） |

## 4-4. 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されております。

## 4-5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役、監査役及び会計監査人を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するための役員等賠償責任保険契約を締結しております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

## 4-6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人との関係

| 会社における地位 | 氏　　名 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役 | 軒　名　　彰 | 北洋証券株式会社代表取締役会長<br>日本郵便株式会社取締役<br>株式会社オハラ取締役<br>株式会社はせがわ取締役 |
| 取締役 | 山　下　美　砂 | 人事コンサルタント（個人事業主）<br>株式会社JERA　D&Iアドバイザー<br>PHCホールディングス株式会社取締役 |
| 監査役 | 田　中　広　道 | 田中税理事務所代表<br>株式会社アンス・フォー・ダイス代表取締役 |

（注） 各社外取締役及び社外監査役の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位 | 氏　　名 | 活動状況 |
|---|---|---|
| 取締役 | 軒　名　　彰 | 当事業年度中に開催された取締役会20回のすべてに出席し、企業経営に関する経験と知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。<br>また、当社の東京証券取引所グロース市場上場にあたって、証券会社の取締役の経験から適宜必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 山　下　美　砂 | 当事業年度中に開催された取締役会20回のすべてに出席し、企業経営及び人材開発事業に関する経験と知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。 |
| 常勤監査役 | 森　下　政　一 | 当事業年度中に開催された取締役会20回のすべてに、監査役会17回のすべてに出席し、企業経営に関する経験と見識、経理及び財務の知見をもとに、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 田　中　広　道 | 当事業年度中に開催された取締役会20回のすべてに、監査役会17回のすべてに出席し、税理士としての専門的な見地から議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 中　野　純　一 | 当事業年度中に開催された取締役会20回のすべてに、監査役会17回のすべてに出席し、経営や組織統制に関する知見をもとに議案審議等に際して適宜必要な発言を行っております。 |

# 5 会計監査人に関する事項

## 5-1. 名称

| 区　分 | 名　称 |
|---|---|
| 会計監査人 | EY新日本有限責任監査法人 |

## 5-2. 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

| | |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 38,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,000千円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記5-2の金額には、これらの合計額を記載しております。

2．監査報酬については、会計監査人からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、双方協議のうえ決定しております。監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

## 5-3. 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査役会はEY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

また、「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」については、以下の３事項が解任・不再任の議案提出決定の要素として定めております。

1．会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合。

2．会社法、公認会計士法の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合。

3．その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するのに不十分であると判断した場合等。

# 6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

## 6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備を目的に、2023年10月16日の取締役会において下記「内部統制システムの基本方針」を定め、随時これを見直しして運用しております。

**内部統制システムの基本方針**

**1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

1．取締役会は、当社の「パーパス」、「ミッション」、「ビジョン」、「行動指針」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指します。
2．内部監査に関する業務については、社長が任命した社員を内部監査担当者とし、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証します。
3．当社の財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用します。
4．当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応します。

**2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

1．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書管理規程」において定めます。
2．責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管します。

**3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

1．経営上のリスクの分析及び対策の検討については、リスク管理委員会が行います。
2．各部署においては、リスク管理規程に基づき運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めます。万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の被害を防止し最小限に留めるよう努めます。

**4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

1．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行います。

2．取締役会の決定に基づく職務執行については、組織管理規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定めます。

3．業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行います。

**5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

1．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の役員等が子会社の社外取締役に就任し、毎月開催される子会社の取締役会において報告を受けるほか、必要に応じて経営等に関する資料の提出を求めて管理します。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対してもリスク管理に関する規程を適用し、子会社の役員・使用人にもそれに従って業務を執行することを求めます。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期的に子会社から事業内容の報告を受けるとともに、重要案件については、事前協議を行い、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保します。

4. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員等が子会社の監査役に就任し、当社の監査役及び内部監査部門と連携して監査等を行うことにより、業務の適正性を検証します。

**6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

1．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。

2．監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けません。

3．監査役は、当社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとします。

4．重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査役に速やかに報告します。

5．内部通報窓口担当者は、当社の使用人からの内部通報について、その内容が法令・定款違反等の恐れのあるときは、監査役へ報告します。

**7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制**

1．監査役は、当社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとします。
2．重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査役に速やかに報告します。
3．内部通報窓口担当者は、当社の使用人からの内部通報について、その内容が法令・定款違反等の恐れのあるときは、監査役へ報告します。

**8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

1．当社は、内部通報窓口担当者に報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

**9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

1．監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をしたときは、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をします。

**10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

1．監査役は、内部監査担当部者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行します。また、必要に応じて、会計監査人に報告を求めます。

**11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

1．当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対策規程において「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除する」旨を定めております。
2．当社では、取引先が反社会的勢力ではないことを確認するプロセスを業務フローの中に組み込んで反社会的勢力との関係を根絶するとともに、従業員に対して反社会的勢力排除の教育を実施しております。さらに、「公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」の賛助会員となり、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めております。

## 6-2. 体制の運用状況の概要

当事業年度における体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

1. **取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
   - 内部監査担当者による内部監査を12回実施し、代表取締役が監査結果を取締役会に報告いたしました。
   - 監査役会による取締役・幹部面談を８回実施いたしました。
2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
   - 取締役会議事録及び資料は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
3. **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
   - 期中にリスク管理委員会を10回開催し、リスク管理委員長がリスク評価結果を取締役会に２回報告しました。
   - 個人情報保護監査責任者による個人情報保護監査を４回実施し、代表取締役が監査結果を取締役会に報告しました。
4. **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
   - 定時取締役会を12回、臨時取締役会を８回開催し、36件の議案を審議して迅速に意思決定を行いました。
5. **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
   - 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるように、子会社においても取締役会を原則として月１回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び職務執行状況の共有を行いました。さらに、子会社においても職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確にしております。
   - 子会社において、リスク管理規程を策定するとともに、子会社社長をはじめとする関係者が経営会議に参加した際には、当社に対し、コンプライアンスに関わる事項を含むリスク情報等の共有を行っており、必要に応じて適切な措置を取っております。

6. **監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
   - 監査役は、内部監査担当者と内部監査報告会を40回開催し、毎月内部監査の報告を受け、また、監査役会から確認及び改善指示の実施と運用における改善確認を適時行いました。
7. **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制**
   - 電子承認システムにより重要な決裁に関わる承認申請として、期中に149件の稟議書の承認を報告しました。
   - 監査役は、当社の取締役会、営業会議、その他主要会議に計80回出席しました。
8. **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
   - 内部通報制度を準用し、当社は報告者に対する保護を保証しています。
9. **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
   - 監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。
10. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
    - 監査役は、内部監査担当部者との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行しました。
11. **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
    - 新規取引先と取引を開始する前に、全件について反社会的勢力ではないことの確認を実施しました。
    - 既存取引先は、１年に１回の再確認を実施しました。

# 連結貸借対照表（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | | **負債の部** | |
| **流動資産** | **779,141** | **流動負債** | **346,980** |
| 現金及び預金 | 441,857 | 買掛金 | 123,276 |
| 売掛金及び契約資産 | 284,644 | １年内償還予定の社債 | 5,000 |
| 仕掛品 | 6,095 | １年内返済予定の長期借入金 | 24,682 |
| 貯蔵品 | 73 | 未払金 | 22,670 |
| 未収還付法人税等 | 10,497 | 未払法人税等 | 35,781 |
| その他 | 35,973 | 契約負債 | 86,377 |
| **固定資産** | **596,376** | 賞与引当金 | 10,974 |
| **有形固定資産** | **28,650** | その他 | 38,217 |
| 建物 | 21,929 | | |
| 工具・器具及び備品 | 16,310 | | |
| 減価償却累計額 | △9,589 | **固定負債** | **193,143** |
| **無形固定資産** | **386,201** | 長期借入金 | 5,843 |
| ソフトウェア | 55,328 | 役員退職慰労引当金 | 91,116 |
| のれん | 78,873 | 繰延税金負債 | 96,183 |
| 顧客関連資産 | 252,000 | **負債合計** | **540,123** |
| **投資その他の資産** | **181,524** | **純資産の部** | |
| 出資金 | 60 | **株主資本** | **687,490** |
| 敷金 | 46,955 | **資本金** | **208,205** |
| 繰延税金資産 | 6,907 | **資本剰余金** | **165,805** |
| 保険積立金 | 77,902 | **利益剰余金** | **313,552** |
| その他 | 49,699 | **自己株式** | **△72** |
| **繰延資産** | **148** | **非支配株主持分** | **148,052** |
| 社債発行費 | 148 | **純資産合計** | **835,543** |
| **資産合計** | **1,375,666** | **負債・純資産合計** | **1,375,666** |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2023年10月１日から2024年９月30日まで)

(単位：千円)

| 科　目 | 金　額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,601,091** |
| **売上原価** | | **628,055** |
| **売上総利益** | | **973,035** |
| **販売費及び一般管理費** | | **893,146** |
| **営業利益** | | **79,888** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 41 | |
| 受取配当金 | 653 | |
| 保険契約変更による返戻金 | 3,122 | |
| その他 | 655 | **4,472** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 762 | |
| 社債利息 | 23 | |
| 社債発行費償却 | 525 | |
| 保険契約変更による損失 | 4,005 | |
| その他 | 1 | **5,318** |
| **経常利益** | | **79,043** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **79,043** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 47,414 | |
| 法人税等調整額 | △19,347 | **28,067** |
| **当期純利益** | | **50,976** |
| **非支配株主に帰属する当期純損失** | | **△3,182** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **54,158** |

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2024年９月30日現在)

(単位：千円)

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| **資産の部** | |
| **流動資産** | **578,611** |
| 現金及び預金 | 331,460 |
| 売掛金及び契約資産 | 208,884 |
| 仕掛品 | 6,095 |
| 貯蔵品 | 73 |
| 前払費用 | 30,442 |
| その他 | 1,654 |
| **固定資産** | **413,464** |
| **有形固定資産** | **28,650** |
| 建物 | 21,929 |
| 工具・器具及び備品 | 16,310 |
| 減価償却累計額 | △9,589 |
| **無形固定資産** | **37,208** |
| ソフトウェア | 37,208 |
| **投資その他の資産** | **347,605** |
| 出資金 | 60 |
| 敷金 | 46,955 |
| 関係会社株式 | 259,617 |
| 繰延税金資産 | 6,907 |
| その他 | 34,065 |
| **繰延資産** | **148** |
| 社債発行費 | 148 |
| **資産合計** | **992,224** |

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| **負債の部** | |
| **流動負債** | **258,958** |
| 買掛金 | 45,244 |
| １年内償還予定の社債 | 5,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 24,682 |
| 未払金 | 21,855 |
| 未払費用 | 1,886 |
| 未払法人税等 | 35,781 |
| 契約負債 | 83,026 |
| 賞与引当金 | 6,988 |
| 預り金 | 3,243 |
| その他 | 31,250 |
| **固定負債** | **5,843** |
| 長期借入金 | 5,843 |
| **負債合計** | **264,801** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **727,423** |
| **資本金** | **208,205** |
| **資本剰余金** | **165,805** |
| 資本準備金 | 165,805 |
| **利益剰余金** | **353,484** |
| その他利益剰余金 | 353,484 |
| 繰越利益剰余金 | 353,484 |
| **自己株式** | △72 |
| **純資産合計** | **727,423** |
| **負債・純資産合計** | **992,224** |

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書（2023年10月１日から2024年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **1,290,460** |
| **売上原価** | | **408,346** |
| **売上総利益** | | **882,113** |
| **販売費及び一般管理費** | | **754,005** |
| **営業利益** | | **128,108** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 31 | |
| 受取配当金 | 35 | |
| その他 | 445 | **512** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 703 | |
| 社債利息 | 23 | |
| 社債発行費償却 | 525 | **1,253** |
| **経常利益** | | **127,367** |
| **税引前当期純利益** | | **127,367** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 36,853 | |
| 法人税等調整額 | △3,577 | **33,276** |
| **当期純利益** | | **94,091** |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月27日

ビジネスコーチ株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　居　伸　浩

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　田　雅　代

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビジネスコーチ株式会社の2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビジネスコーチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**計算書類に係る会計監査人監査報告書**

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月27日

ビジネスコーチ株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　新　居　伸　浩 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　髙　田　雅　代 |

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ビジネスコーチ株式会社の2023年10月１日から2024年９月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、２０２４年１１月８日開催の取締役会において、2025年１月６日を効力発生日（予定）とする新設分割による持株会社体制への移行、並びに会社が運営する人材開発事業に関する権利義務を新設会社に承継させることを決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**監査役会監査報告書**

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2023（令和五）年10月１日から2024（令和六）年９月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

**１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容**

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

**2．監査の結果**

(1) 事業報告等の監査の結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024（令和六）年11月28日

ビジネスコーチ株式会社
監査役会

常勤監査役（社外監査役）　森　下　政　一　㊞

監査役（社外監査役）　田　中　広　道　㊞

監査役（社外監査役）　中　野　純　一　㊞

注）監査役森下政一、監査役田中広道、及び監査役中野純一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

# 株主総会会場のご案内

東京都港区西新橋1丁目7番14号
京阪神 虎ノ門ビル 12階
当社会議室

TEL (03)3528-8022（代）




交通機関のご案内

- 東京メトロ銀座線　虎ノ門駅　１出口から徒歩２分
- 東京メトロ千代田線／日比谷線／丸ノ内線　霞ケ関駅　Ｃ３出口から徒歩４分
- 都営三田線　内幸町駅　Ａ３出口から徒歩４分
- JR　新橋駅　日比谷口から徒歩６分

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。